平成２６年（フ）第１８６３号
横浜市鶴見区生麦３丁目12番28―107号
破産者　海平　ユカ
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３２号
神奈川県厚木市妻田南１丁目17番９号　ベルベール川井303
破産者　高田　大樹
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４０４号
神奈川県厚木市鳶尾４丁目４番７号テラスラーク102、前住所神奈川県厚木市みはる野１丁目39番８号
破産者　碓井　幸也
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３２号
新潟県新発田市下内竹430番地１
破産者　宮村　　優
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第２２号
長野県駒ヶ根市赤穂3964番地
破産者　川上　甲治
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第２８９号
静岡県藤枝市茶町３丁目４番52号
破産者　落合　静雄
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３３号
静岡県伊豆市佐野450―２、住民票上の住所静岡県伊豆市小下田505番地の１
破産者　増田みさ子
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２３４号
静岡県伊豆市佐野450―２、住民票上の住所静岡県伊豆市小下田505番地の１
破産者　増田　英二
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１３３号
静岡県浜松市西区大山町1505番地の１　特別養護老人ホームやすらぎの里、前住所静岡県浜松市西区舞阪町弁天島2734番地の１
破産者　山田　公忠
法定代理人保佐人　後藤　克教
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第６２６号
京都市右京区太秦組石町１番地の40
破産者　西崎　博行
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９８４号
京都市右京区西院西寿町３番地　Ｄ’ｓ　ＬＹＲＡ411
破産者　小栗栖敏久
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０２７号
京都市右京区嵯峨野秋街道町35番地６　秋街道ハイツ103
破産者　吉田七三郎
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７７２号
広島県安芸郡府中町浜田２丁目20番２号　丸多賀荘Ｂ―201
破産者　栗栖　　誠
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７８号
広島県呉市神原町４番16号
破産者　笠井　恒夫
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第３６８号
大分市高城新町４番24―501号グランドパレス高城新町、開始決定時の住所大分市高城本町２番30号佐伯レジデンス203
破産者　卜部　俊郎
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５５号
大分市大字岡川590番地、開始決定時の住所大分市大字荏隈105番地の７
破産者　日髙　洋一
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２５３号
鹿児島県鹿児島市春山町1108番地５
破産者　内園　　久
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３号
和歌山市関戸１丁目５番50―608号ライオンズマンション和歌山関戸壱番館、住民票上の住所福岡市中央区清川１丁目４番１―605号
破産者　古川美智子
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係